



神奈川3区国政対策委員長 前県会議員

き さ き
木佐木 ただまさ
日本共産党 見解を紹介します

いのちとくらし
守る政治をご一緒に

<プロフィール>

- 神奈川大学法学部卒
- 元法律事務所職員
- よこはま健康友の会 会長
- 横浜東民商顧問
- 弓道初段 1984年生まれ

居住の自由、財産権侵す違憲立法は廃案を

世紀の悪法「土地利用規制法案」

今、世紀の悪法が国会で審議されています。それが米軍・自衛隊基地や原発などの周囲約1キロ、また国境離島などの住民を監視する「土地利用規制法案」です。

政府は「外国資本による土地購入に対する地方自治体からの不安」を法案の必要性の根拠にあげています。しかし、衆院の審議で示された地方自治体からの意見書は、森林や水源地などの買収・乱開発への危惧であり、根拠になりません。そしてこれら自然破壊の問題は、政府による海外投資呼び込みの観光立国・インバウンド（対内投資）政策の結果です。小此木八郎領土問題担当相（神奈川3区選出）も、基地周辺や国境離島の住民を対象にした監視を求める要望について、「ありません」と答弁しており、政府の説明は破綻しています。

4日参院代表質問で田村智子副委員長は、「日本国憲法は自由に居住地を選択し、土地や建物を所有する権利を保障している。この基本的な権利を、国が『安全保障』の名の下に制限する違憲立法だ」と厳しく指摘しました。

土地売買契約の事前届け出怠ると懲役に

この法案では、基地などの周囲約1キロを「特別注視区域」に指定した場合、土地の売買契約で国への事前届け出を義務付け、事前届け出を怠っただけで、懲役刑まで科される恐れがあります。大臣は、事前届け出は「(基地等への)機能阻害行為の兆候を事前に把握するため」のものであり、懲役刑を含む罰則について「実効性を担保するために必要不可欠」だとして正当化しましたが、深刻な権利侵害に繋がりがかねませ

ん。前政権から、国民の情報を収集し自由を制限する一方で、政府自身は情報公開とは真逆の破棄、改ざん、隠蔽と戦前をほうふつとさせる暴走を続けています。

日本共産党は、戦前のような国民の不安をあおり利用することで民主主義が壊される歴史を繰り返させないために、この土地利用規制法案を廃案に追い込むために全力を尽くします。

活動写真ニュース



6/6 よこはま健康友の会新鶴見支部総会であいさつ



6/3 古谷市議（左）とともに目黒区に都議選応援